

生産行程管理業務規程

(作成日) 令和元年 8月29日

(更新日) 令和4年 10月31日

## 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒093-0210）ホッカイドホキタミシトコロチョウアザトコロ北海道北見市常呂町字常呂608番地

名称（フリガナ）：トコロチョウノウギョウキョウドウクミアイ常呂町農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 川上 和則

ウェブサイトのアドレス：<https://www.ja-tokoro.or.jp/>

## 2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（にんにく）

## 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ところピンクにんにく、Tokoro Pink Ninniku、TOKORO PINK GARLIC

## 4 明細書の変更

生産者団体である常呂町農業協同組合（以下、「JAところ」）は、法第16条第1項の変更の登録を受けた時は、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

## 5 明細書適合性の確認

### (1) 品種と栽培方法の確認

「ところピンクにんにく」の元種（もとだね）は、JAところが定める種子増殖体系に基づき維持管理し、にんにく耕作者部会生産者（以下、生産者）からの申込みを受けて元種を配布することとし、申込み・配布状況について「入出庫日報」に記録する。

生産者は「農産物作付実態調査書」を作成し、JAところに提出する。

JAところは、現地調査の際に「入出庫日報」に記録された元種の配布状況を「農産物作付実態調査書」及び生産者が記録している「生産履歴表」を照らし合わせ、生産者が「ところピンクにんにく」の元種を使用し、作付状況及び栽培方法を遵守しているか否かを確認する。

## (2) 出荷規格及び最終製品の確認

J Aところが定める取扱要領（別添）に基づき、生産者自ら品質による選別を行い、J Aところ共同選果場に出荷する。その際、選別の結果数量を「受入伝票」に記録する。また、生産者は「生産履歴表」をJ Aところに提出する。

生産者から出荷された「ところピンクにんにく」は、J Aところが「受入伝票」の記録を確認すると共に、抽出による現品審査を行い、選果状況を確認することで出荷規格の遵守及び最終製品を確認し、正品（秀品）出荷については規格選別を行う。

## (3) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、J Aところは臨時に現地調査を実施し事実確認を行う。

## 6 明細書適合性の指導

(1) J Aところは、5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、J Aところは、当該生産者の生産したにんにくの出荷を停止する。

(2) J Aところは、年に一回以上、生産者に対し講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

## 7 地理的表示等の使用の確認

(1) J Aところは、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の各基準をいづれも満たしているにんにくのみ地理的表示である「ところピンクにんにく」及び「登録商標（以下「G I マーク」という。）」が使用されているかを確認する。その際、「ところピンクにんにく」及びG I マークを使用している包装等についても確認する。

(2) また、(1)の確認において、以下のにんにくがないかも確認する。

<G I マークを使用する場合>

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないにんにくであるにもかかわらず、地理的表示である「ところピンクにんにく」及びG I マークが使用されているにんにく

イ 地理的表示である「ところピンクにんにく」のみが使用されているにんにく

ウ G I マークのみが使用されているにんにく

エ 地理的表示である「ところピンクにんにく」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されているにんにく

<G I マークを使用しない場合>

- ア 明細書に記載の生産方法の基準を満たしていないにんにくであるにもかかわらず、地理的表示である「ところピンクにんにく」に類似する表示が使用されているにんにく
- イ 地理的表示である「ところピンクにんにく」が使用されているにんにく
- ウ G I マーク又はG I マークに類似する表示が使用されているにんにく

## 8 地理的表示等の使用の指導

(1) J A ところは、7 において確認された以下の場合について、当該表示を行った生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、J A ところは、当該生産者の生産したにんにくの出荷を停止する。

〈G I マークを使用する場合〉

- ア 明細書に記載の生産方法の基準を満たしていないにんにくであるにもかかわらず、地理的表示である「ところピンクにんにく」及びG I マークが使用されている場合
- イ 地理的表示である「ところピンクにんにく」のみが使用されている場合
- ウ G I マークのみが使用されている場合
- エ 地理的表示である「ところピンクにんにく」に類似する表示またはG I マークに類似する標章が使用されている場合

〈G I マークを使用しない場合〉

- ア 明細書に記載の生産方法の基準を満たしていないにんにくであるにもかかわらず、地理的表示である「ところピンクにんにく」が使用されている場合
- イ 地理的表示である「ところピンクにんにく」に類似する表示が使用されている場合
- ウ G I マーク又はG I マークに類似する表示が使用されている場合

(2) J A ところは、6 (2) に記載の講習会等の機会において、生産者に対し適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

## 9 実績報告書の作成等

J A ところは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一年度として、年度終了後 3 か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料  
J A ところが作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

## 10 実績報告書等の保存

J Aところは、9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、J Aところ事務所に、その提出の日から5年間保存するものとする。

- ①ところピンクにんにく「受入伝票」及び「入出庫日報」
- ②ところピンクにんにく「生産履歴表」
- ③各年産 農産物生産行程管理チェックリスト
- ④各年産 農産物作付実態調査書
- ⑤G I 標章使用記録台帳

## 11 連絡先

[Redacted contact information]